

消費者安全専門調査会 前回までのヒアリング内容の整理

資料1

2013年7月12日
消費者委員会事務局

番号	確認事項	ヒアリング先	現状(ヒアリング内容)	委員からの意見	備考
●法令に基づくリコール					
1	現状の法制度	消費者庁	食品表示に関しては、「回収」命令の規定が、現行ではない。 (食品表示法においては、表示基準違反で被害が発生するような危険がある場合は、回収命令がかけられる)		
2		消費者庁	食品表示法では、アレルギー表示の欠落があった場合は、すべからく回収命令がかかるわけではなく、重篤な健康危害の事故がどの程度起こっているか、含まれている量などを含めて検討している。	回収や指示の判断基準は、かなりケースバイケースである。もし可能であれば、判断する要素(例えば、期限表示の間違いと不具合が分かった時期の関係、販売した量に対してどの程度残っているか表示内容の間違いである場合は、産地表示の場合とアレルゲンの場合、それらが、主要原料なのかどうか)を整理してはどうか。	第22回
3		厚生労働省	食品衛生法第54条で廃棄命令等の規定がある。「厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第6条、第9条等違反した場合において、その食品の廃棄、またはその他食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる」と規定されている。		
4		厚生労働省	食品衛生法は、国内に流通する食品が対象であり、都道府県知事、中核市、保健所設置市まで権限がおりており、知事、市長が命令をすることができる規定になっている。		
5		東京都福祉保健局	食品衛生法により法に違反する食品の廃棄処分や危害除去命令が法律の条文上、規定されている。 具体的な処分の手続きは、東京都の場合、東京都食品衛生関係不利益処分取扱要領で規定している。		
6				食品に関する法律は、JAS法だと品質、食品衛生法だと健康被害、景品表示法は表示と様々であり、法律が別々なので、リコール基本法のようなものをつくって、それにあてはめていくべき。	第23回

番号	確認事項	ヒアリング先	現状(ヒアリング内容)	委員からの意見	備考
7		群馬県健康福祉部	収去検査で違反品が発見、また検査によらず、食中毒など健康被害が発生した場合、不良食品の探知が行われたことになる。これを発端にして、食品の製造所が県内になる場合には、群馬県の保健所が現地に参り立ち入りの検査をし、原因を特定した後に、回収命令や廃棄命令、または営業停止等の行政処分が行われている。		
8		群馬県健康福祉部	加工食品での回収命令を行う場合は、保健所長から命令をかける。これは、回収状況や回収結果について、製造者に保健所長が報告を求め、確実に行われるよう行政が関与している。 回収命令は、食品衛生法の違反の形態がさまざまで、それの公衆衛生に与える影響の大きさも大小さまざまなので、目的裁量の余地があるのが実情である。群馬県では、7つのチェックリストを掲げ、優れた目的裁量を行う努力をしている。		
9		群馬県健康福祉部	食中毒にかかわるものは、厚生労働省が食中毒処理要領を示しており、これを基に群馬県では食中毒対策要綱を定めている。		
10	食品衛生法における「廃棄」、又は「必要な処置」の区別は、どうやって決めるか	厚生労働省	残品がない場合には、改善措置のみで回収命令まで至らない。		
11		東京都福祉保健局	指導を行い、必要に応じて廃棄や回収等の措置を講じる。		
●法令に基づかないリコール(自主リコール)					
12	自主回収実施の判断基準は	東京都福祉保健局	事業者の判断(事業者のコンプライアンスにかかる部分)		
13		消費者団体	回収の判断主体者は事業者とする。判断部分の明確化、どうい う判断材料でそれを判断したのかを事前に決めておく。あるいは、情報が的確に上がってくる仕組みをつくっておく必要がある。そして、「事業者としてブレない判断」も提案している。現在、事業者の業界基準はあるが、場合によっては消費者の無理な要求や、社会のあつれきで回収せざるを得ないこともあります、判断が変わってくることがある。 消費者の要求に沿うことがかえって消費者のためにならないことも実際にはあるので、ぶれない判断をしてほしい。	判断基準はグレーゾーン的な部分があるので、非常に難しいと思う。「事業者全体で統一された判断基準が 必要である」との提案、確かにそのとおりだが、実際に こういう判断基準のとりまとめにあたっては、事業者そ のものでまとめるのは難しいという話をされた。やはり、ここに行政が何らかの形でかかわる根拠のよう なものも必要になってくるのではないか。	第23回
14		委員発言	都道府県でそれぞれ食品衛生法の県の条例をつくる。それに 沿った形で処分を出すことになるので、回収命令は、法律、条例 に基づいて命令はかける。		第23回
15		委員発言	愛知県では、自主回収の基準をついている。東京都と同じよう な考え方で、ホームページにも掲載している。条例に基づいて判 断しているので、保健所ごとに判断が違うということはない。		第23回

番号	確認事項	ヒアリング先	現状(ヒアリング内容)	委員からの意見	備考
16		消費者団体	<p>残留農薬や抗生物質等の基準違反でADI(1日摂取許容量)との関係で、それを超えるのは法令違反だが、必ずしも健康被害ではないもの。あるいは、毛髪、紙、ビニール等の混入ミスで法令等の問題はあるが、健康被害がないもの等何でも回収している。</p> <p>回収の判断基準は健康被害の可能性があるかどうかとすべきで、その他の付随する問題は、別の解決方法を取るべき課題ではないかと考えている。</p> <p>(法令違反だが、健康被害がなければ回収する必要はない。だが、法令違反についての責任は別の形でとるべき)</p>	<p>事業者としては、物をつくるときに法律というの非常に重要で、それをクリアしないものを出すことは事業者側の良心にとがめる。やはり法律違反はリコール対象だと思う。そうでないと、何を基準にものをつくっていいかわからなくなる。健康に影響しないならば、法律を改正する方に動くべきであって、その法律が生きている間は、法律違反もリコール対象にすべき。</p>	第23回
●リコールの実施					
17	リコールの範囲はどのような考え方で決めるか	厚生労働省	食品衛生法第54条に規定される違反があった場合		
18		東京都福祉保健局	<p>自主回収は事業者判断。</p> <p>東京都としては、食品による健康への悪影響を未然に防止する目的に自主回収報告を義務付けているのは、食品衛生法に違反している場合、食品衛生法に必ずしも違反していないなくても健康への悪影響のおそれが考えられる場合。</p> <p>判断を押し付けるものではない。</p>		
19		群馬県健康福祉部	<p>ロット番号はわかるものと、わからないものがある。</p> <p>分からぬ食品の回収については、例えば賞味期限が何月何日のものということで、賞味期限を打った日にちを一つのロットと考える。</p>	<p>製品だったら必ず製品番号がわかるところに書いているが、加工食品は、どんなものでも消費者はロット番号がわかるようになっているか。</p>	第23回
20	事業者・流通事業者などの協力体制はどうなっているか				
21	消費者への情報周知はどうなっているか	厚生労働省	食品衛生法に違反する食品の回収情報を厚生労働省のホームページでも紹介している。当然、都道府県知事等が回収等の命令をした場合には、それぞれの自治体で公表されるが、それらを厚生労働省にもお知らせをいただいて、紹介している。		
22		東京都福祉保健局	事業者による社告、ホームページ掲載および行政ホームページへの掲載		

番号	確認事項	ヒアリング先	現状(ヒアリング内容)	委員からの意見	備考
23		東京都福祉保健局	条例に基づく都独自の制度として自主回収の報告制度がある。(平成16年11月施行) これは食品の生産者や製造者等が健康への悪影響を未然に防止する観点から食品等を自主回収する場合に都への報告を義務付ける制度で、報告された内容を東京都のホームページに掲載し、都民への情報提供を実施している。	東京都の自主回収報告制度は、とても良いものだと思っている。ぜひこれは消費者庁にやっていただきたい制度と思っている。	第22回
24		群馬県健康福祉部	回収命令がかけられた場合の情報提供については、回収命令が行われると、報道機関への資料提供と県ホームページに掲載するとともに、当該品が流通している流通先の自治体に情報の送付を行っている。(県へのホームページ掲載は無料)		
25		群馬県健康福祉部	全国食品安全自治ネットワークを平成14年から群馬県が事務局となって運営を行っている。食品は県境を越えて広域に流通しているので、一つの地域で発生した課題はやはり全国共通の課題となる。		第23回
26		東京都福祉保健局	自主回収報告制度は、東京都以外では約30の自治体が制度をつくっている。		
27	広報のあり方はどうあるべきか	東京都福祉保健局	東京都の条例では、「緊急性を考慮して報道機関への発表を行う場合もある」と記載している。食中毒に結びつくのではないかとか、危害が大きく広がるのではないかとか、緊急性があるという判断の場合は、記者会見を開いてプレス発表を行うこともある。		
28		東京都福祉保健局	社告には、コストが大きくかかる。大手メーカーだと各メディアに大きな記事を載せることはできても、零細企業ではとてもできないし、自ら公表するのはなかなか難しい。そういう点をカバーする制度としても自主回収報告制度は利用してもらえるのではないか。		
●リコールの実施終了・再発防止					
29	回収率の考え方はどうなっているか	消費者庁	消費期限が過ぎると直ちに存在しないものとみなして100%措置とするのではなく、具体的な危険を加味しながら考えていくべき。		
30		東京都福祉保健局	販売伝票と返品伝票等にて確認する。ただ、消費されてしまったものはやむを得ないものなので、そこが基本的な判断になる。ただし、明確にわからないケースも実際にはある。		

番号	確認事項	ヒアリング先	現状(ヒアリング内容)	委員からの意見	備考
31		群馬県健康福祉部	自主回収では、着手報告と終了報告の2つをもらう形になっている。終了報告の場合は、何でここで打ち切るのか、幾つ回収して、もう市場には残っていないことを確認できたという根拠を製造者へ確認し終了させている。		
32	処分の確認	東京都福祉保健局	廃棄の確認については、産廃事業者に廃棄をお願いして、マニュフェスト、いわゆる処理証明をつけて確認している。昔は、現場まで行って、それを焼却されるとか廃棄して処理するところまで監視員が立ち会っていた。		
33	再発防止に向けた取り組みはどうなっているか	東京都福祉保健局	・食中毒発生による行政処分の場合、改善命令後、年12回の立ち入り検査を実施 ・自主回収制度には、自主回収終了報告書の中に再発防止のために講じた措置の記載箇所がある(但し、必須記入項目ではない)		
●その他・全般的な意見					
34		消費者団体	1. リコール:何か問題があったときに、商品による影響を最小限にするための必要な是正処置 2. 回収:消費者の手元から回収すること 3. 新規販売停止:消費者の手元からの回収というのは必要ないが、何らかの法令違反や問題があって、新規に売ってはいけないもの。		
35		委員発言		ヒアリングをおこなって工業製品と食品についてはかなり共通点が多い。以前議論した、リコール基本法を含む法的整備の問題は、今後の課題として専門調査会の報告書にも記載されているので、何らかの形で機会をつくっていただけるものと強く期待する。	第23回
36		委員発言		食品と製品というのは大きな部分かもしれないが、サービスも出てきているし、施設、遊具、公園、いろいろなものが出てきているので、この辺りを外すのではなく、一緒に入れて一元的にした方が効率的と思う。	第23回
37		委員発言		自主回収のところで、積極的に取り組む事業者とそうでない事業者の格差が目立ってきてている。したがって、何らかの法的な裏付けをもってきちんと自主回収をしていただく場合とそうでない(拘束義務的回収の)場合、そういった区分を法的な裏付けでもって整理してほしい。	第23回

番号	確認事項	ヒアリング先	現状(ヒアリング内容)	委員からの意見	備考
38		委員発言		回収は健康被害だけであって、財産被害が何も入っていない。それをどうするかということも考えた方がいい。	第23回